

平成31年
第 3 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成31年 4 月26日 開会 }
平成31年 4 月26日 閉会 } 1 日

沖 縄 県 議 会

平成31年
第 3 回 沖縄県議会（臨時会）会議録目次

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5
1. 応招しなかった議員	5

○第1号（4月26日）

1. 開会年月日時	7			
1. 議事日程	7			
1. 本日の会議に付した事件	7			
1. 出席議員	7			
1. 欠席議員	8			
1. 欠 員	8			
1. 説明のため出席した者の職、氏名	8			
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8			
1. 開 会	8			
1. 諸般の報告	8			
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	9			
1. 日程第2 会期の決定	9			
1. 一括議題	9			
<table> <tr> <td>日程第3 議員提出議案第1号</td> <td>在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書</td> </tr> <tr> <td>日程第4 議員提出議案第2号</td> <td>在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議</td> </tr> </table>		日程第3 議員提出議案第1号	在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書	日程第4 議員提出議案第2号
日程第3 議員提出議案第1号	在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書			
日程第4 議員提出議案第2号	在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議			
1. 仲宗根 悟君の提案理由説明	9			
1. 採 決	9			
1. 議員派遣	10			
1. 日程第5 乙第1号議案から乙第3号議案まで	10			
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	10			
1. 委員会付託	10			
1. 日程追加 乙第1号議案	10			
1. 委員長報告（総務企画委員長）	11			
1. 採 決	11			
1. 日程追加 乙第2号議案及び乙第3号議案	11			
1. 委員長報告（総務企画委員長）	11			
1. 採 決	12			
1. 閉 会	12			

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	15
1. 議員提出議案	27
1. 諸般の報告	31
1. 委員会審査報告書	33
1. 議案処理一覧表	35

平成31年第 3 回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	4月26日	金	本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (議員提出議案の説明、採決) (知事提出議案の説明、質疑) ※ 休憩中に委員会審査 (委員長報告、採決)	委員会付託

開会日に応招した議員

新里米吉君	花城大輔君
赤嶺昇君	又吉清義君
瀬長美佐雄君	山内末子さん
玉城武光君	渡久地修君
親川敬君	玉城満君
新垣光栄君	照屋大河君
次呂久成崇君	仲宗根悟君
宮城一郎君	崎山嗣幸君
大城憲幸君	金城勉君
金城泰邦君	末松文信君
大浜一郎君	具志堅透君
西銘啓史郎君	島袋大君
新垣新君	中川京貴君
比嘉瑞己君	座喜味一幸君
西銘純恵さん	嘉陽宗儀君
平良昭一君	新垣清涼君
上原正次君	瑞慶覧功君
当山勝利君	狩俣信子さん
亀濱玲子さん	比嘉京子さん
當間盛夫君	大城一馬君
上原章君	糸洲朝則君
座波一君	照屋守之君
山川典二君	仲田弘毅君

応招しなかった議員

仲村未央さん

平成31年4月26日

平成31年
第3回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第1号）

平成31年
第3回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

平成31年4月26日（金曜日）午前10時開会

議事日程第1号

平成31年4月26日（金曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書

仲宗根 悟君	山川 典二君	
花城 大輔君	末松 文信君	
照屋 守之君	宮城 一郎君	
照屋 大河君	親川 敬君	提出 議員提出議案第1号
新垣 清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地 修君	金城 勉君	
當間 盛夫君	山内 末子さん	

第4 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議

仲宗根 悟君	山川 典二君	
花城 大輔君	末松 文信君	
照屋 守之君	宮城 一郎君	
照屋 大河君	親川 敬君	提出 議員提出議案第2号
新垣 清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地 修君	金城 勉君	
當間 盛夫君	山内 末子さん	

第5 乙第1号議案から乙第3号議案まで（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書

日程第4 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議

日程第5 乙第1号議案から乙第3号議案まで

乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 専決処分の承認について

乙第3号議案 専決処分の承認について

日程追加 乙第1号議案

日程追加 乙第2号議案及び乙第3号議案

出席議員（46名）

議長	新里 米吉君	2番	玉城 武光君
副議長	赤嶺 昇君	3番	親川 敬君
1番	瀬長 美佐雄君	4番	新垣 光栄君

5 番 次呂久 成 崇 君
 6 番 宮 城 一 郎 君
 7 番 大 城 憲 幸 君
 8 番 金 城 泰 邦 君
 9 番 大 浜 一 郎 君
 10 番 西 銘 啓史郎 君
 11 番 新 垣 新 君
 12 番 比 嘉 瑞 己 君
 13 番 西 銘 純 恵 さん
 14 番 平 良 昭 一 君
 15 番 上 原 正 次 君
 16 番 当 山 勝 利 君
 17 番 亀 濱 玲 子 さん
 18 番 當 間 盛 夫 君
 19 番 上 原 章 君
 20 番 座 波 一 君
 21 番 山 川 典 二 君
 22 番 花 城 大 輔 君
 23 番 又 吉 清 義 君
 24 番 山 内 末 子 さん

25 番 渡久地 修 君
 26 番 玉 城 満 君
 28 番 照 屋 大 河 君
 29 番 仲宗根 悟 君
 30 番 崎 山 嗣 幸 君
 31 番 金 城 勉 君
 32 番 末 松 文 信 君
 33 番 具志堅 透 君
 34 番 島 袋 大 君
 35 番 中 川 京 貴 君
 36 番 座喜味 一 幸 君
 37 番 嘉 陽 宗 儀 君
 38 番 新 垣 清 涼 君
 39 番 瑞慶覧 功 君
 41 番 狩 俣 信 子 さん
 42 番 比 嘉 京 子 さん
 43 番 大 城 一 馬 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 46 番 照 屋 守 之 君
 47 番 仲 田 弘 毅 君

欠 席 議 員 (1名)

27 番 仲 村 未 央 さん

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	総 務 部	金 城 賢 君
副 知 事	謝 花 喜一郎 君	財 政 統 括 監	
総 務 部 長	金 城 弘 昌 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	平 田 善 則 君	主 事	宮 平 昌 治 君
次 長	勝 連 盛 博 君	政 務 調 査 課 長	前 田 敦 君
議 事 課 長	平 良 潤 君	副 参 事	上 原 貴 志 君
課 長 補 佐	佐久田 隆 君	副 参 事	中 村 守 君
主 査	嘉 陽 孝 君	主 幹	城 間 旬 君
主 査	宮 城 亮 君		

○議長（新里米吉君） ただいまより平成31年第3回
 沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きま
 す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第1

号「在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関
 する意見書」及び議員提出議案第2号「在沖海兵隊所
 属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議」の
 提出がありました。

次に、本日、知事から、お手元に配付いたしました
 議案3件の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に

より御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（新里米吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

7番 大城 憲 幸 君 及び

38番 新垣 清涼 君

を指名いたします。



○議長（新里米吉君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本4月26日の1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本4月26日の1日と決定いたしました。



○議長（新里米吉君） この際、日程第3 議員提出議案第1号 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書及び日程第4 議員提出議案第2号 在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

[議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載]

[仲宗根 悟君登壇]

○仲宗根 悟君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の2件につきまして、4月22日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

[在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書朗読]

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

[在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議の宛先朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第1号の意見書の宛先で、県内所在関係機関、同第2号の抗議決議の宛先で、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を、県外の関係要路につきましては、議会の代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより議員提出議案第1号「在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する意見書」及び議員提出議案第2号「在沖海兵隊所属米海軍兵による女性殺人事件に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） ただいま可決されました議員提出議案第1号及び第2号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣することとし、そのうち県内の関係要路については、議会棟において直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び第2号の趣旨を関係要路に要請するため、議員5人を派遣するとともに、県内の関係要路については議会棟における直接要請を含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（新里米吉君） 日程第5 乙第1号議案から乙第3号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

平成31年第3回沖縄県議会（臨時会）の開会に当たり、提出いたしました議案についてその概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、条例議案1件、承認議案2件の合計3件であります。

そのうち、乙第2号議案及び乙第3号議案の承認議案2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めます。

それでは、乙第1号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

同議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、特例控除対象寄附金に関する規定等を定める必要があるため条例を改正するものであります。

次に、乙第2号議案は、地方税法の一部が改正され、自動車取得税に係るエコカー減税が見直された上で適用期限が延長されたことなどに伴い、沖縄県税条

例の一部を改正したものであります。

乙第3号議案は、「沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」等の一部が改正されたことに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、課税免除の適用期限を2年延長したものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。ニフェーデービタン。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第1号議案から乙第3号議案までについては、総務企画委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午後1時15分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に総務企画委員会に付託いたしました乙第1号議案から乙第3号議案までについては、先ほど総務企画委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

乙第1号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 乙第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地 修君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 渡久地 修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地 修君） ただいま議題となりました乙第1号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、特例控除対象寄附金に関する規定等を改正するものであり、改正の主な内容は、特例控除の対象となる寄附金を、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金に変更することなどであるとの説明がありました。

本案に関し、なぜ沖縄県では返礼品を行っていないのか、泡盛等の県産品をもっとアピールすべきであるが県はどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成27年までは3万円以上の寄附の場合、県産品を返礼品として贈呈していたが、総務省から趣旨に反するような返礼品を送付する行為は自粛すべきとの通知があったことや県が市町村と競合するのは好ましくないとの理由から、平成28年1月以降、返礼品は廃止しているとの答弁がありました。

次に、地方税法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県民が指定を受けていない県外の自治体に寄附をした場合に、特例分の住民税の控除額が県の収入になるのか、また、県におけるふるさと納税による控除額はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、指定のない他府県の自治体に寄附した場合は、特例分の住民税の控除額が県の収入になる。また、ふるさと納税による控除額は県分で約2億8000万円であるとの答弁がありました。

そのほか、総務大臣の指定のある都道府県と指定のない都道府県の違いなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 次に、お諮りいたします。

乙第2号議案及び乙第3号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 乙第2号議案及び乙第3号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地 修君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 渡久地 修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地 修君） ただいま議題となりました乙第2号議案及び乙第3号議案の承認議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第2号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

改正の主な内容は、e L T A Xの障害等の場合、総務大臣が申告等の期限を延長することができることとなることに伴い、規定を整理すること、自動車の新規登録に際し、自動車税の電子納付を行うことができる

システムを地方税共同機構が運用することとなることに伴い、規定を整理すること、不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること、自動車取得税関係について適用期限を延長すること、新車新規登録から一定の年数が経過した環境負荷の大きい自動車に対し、重い税率を課す自動車税の特例措置について、平成31年度に限る等の規定を改正すること、市町村に所属する対象鳥獣捕獲員等が狩猟者の登録を受ける場合に係る狩猟税の課税免除及び税率の特例措置について、適用期限を平成36年3月31日まで延長することなどであるとの説明がありました。

本案に関し、自動車取得税軽減の延期が1年間ではなく、ことし9月30日までの半年間と期間が短いのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、10月1日からは、自動車税環境性能割が導入されるため、自動車取得税はことし9月30日までの適用となり、延長期間は半年間となっているとの答弁がありました。

そのほか、改正に伴う基準エネルギー消費効率数値の変更点について質疑がありました。

次に、乙第3号議案「専決処分承認について」は、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

改正の主な内容は、観光地形成促進地域等における事業税、不動産取得税または固定資産税に係る課税免除の特例措置について、適用期限を平成33年3月31日まで延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、適用期限の延長による具体的な税の負担軽減はどのくらいになるのかとの質疑がありまし

た。

これに対し、特例措置の平成29年度実績は129件で、課税免除額の合計は6億3021万円になるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第2号議案及び乙第3号議案の承認議案2件については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案及び乙第3号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

—————◆・◆—————

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成31年第3回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午後1時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 大 城 憲 幸

会議録署名議員 新 垣 清 涼